

2023(令和5)年 2月13日

大分県後期高齢者医療広域連合議会

22番、大分市選出、日本共産党の斉藤由美子

発言通告に従い議案に対する質疑を一括して行います。始めに、■議題2号大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてです。

均等割5割軽減、2割軽減の所得基準額の改正を行うものであり、軽減枠の拡大は重要な対応だと思います。

所得基準額の改正は、令和2年度にも行われ、5割軽減で5千円、2割軽減で1万円、今回と同様の規模で拡大され、当時ヒアリングで頂いた2月6日作成の資料によれば、2割軽減から5割軽減の対象者は429人、軽減なしから2割軽減へ対象者は234人と推定されています。昨今の物価高騰などの影響は更に深刻になっており、生活への負担増を鑑みれば更なる拡大が求められます。そこで質問します。

①今回の所得基準額改正によって、軽減枠はどの程度広がるのかお聞かせください。

次に、■議第3号大分県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の制定についてです。

一昨年、デジタル庁設置を柱とするデジタル改革関連法案が可決されたことに伴い、個人情報保護法も改定されました。本人の同意なしで自治体が持つ個人情報を利活用されること、地方自治に対する侵害など多くの問題が懸念され、わが党は全ての関連法案に反対致しました。今回の条制制定は、この改正個人情報保護法に基づくものです。

この改正により、民間や行政機関、地方自治体でそれぞれに定められていた個人情報保護制度が統一され、民間を対象にしていた政府の個人情報保護委員会が、国の行政機関や自治体をも監視・監督することとなりました。保護委員会の所管や権限の拡大が示されていますが、その中身は明らかではありません。

また、3本の法律が1本に統合され、自治体の個人情報保護制度は全国的な共通ルールが適用されますが、これにより、個人情報保護に関しては、国による強制や規制、制限や義務付けが進むのではないかと、また、自治体独自の個人情報保護に縛りがかけられ、「情報システムの共同化」や「集約化」によって、自治体が行う独自業務が『行政の効率化』や『財政健全化』を理由に削られていくのではないかなどの問題が指摘されています。そこで2点質問します。

①今後、地方公共団体として、個人情報保護についての責任をどのように認識しているか見解を求めます。

②県民の立場に立った運用を行うにあたり、自治体の自主性及び自律性は重要だと考えますが、見解をお聞かせください。